

# 議案ピックアップ

※写真は保育園のイメージ

## ● 荒川区保育士奨学資金貸付条例の制定について

平成30年4月以降の保育士養成施設の入学予定者を対象とする奨学資金の貸付制度を創設するため、貸付条例を制定します。



### 保育士奨学資金制度の創設

区は、経済的な理由により保育士となる夢を諦めることがないように支援するとともに、喫緊の課題である待機児童対策として保育士の確保を図るため、荒川方式の奨学資金制度を創設します。

この奨学資金は、卒業後、区内の私立保育施設で保育士として勤務する場合に返還を全額免除することを主な目的としています。

### 条例制定の必要性

**奨学** 資金は区の債権であるため、返還免除には、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、個別に債権放棄の議決を経るか、条例による規定が必要です。

そのため、区では新たに返還免除を規定した奨学資金貸付条例を制定することとします。



### 貸付対象者

- ・ 区内在住(保育士養成施設入学後に転入予定の場合も含む)
- ・ 保育士養成施設に入学する予定がある
- ・ 経済的理由により修学が困難である

### 貸付金額

50万円以内



### 返還の免除

**保育士** 養成施設卒業後、区内の私立保育施設(認可保育園、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業)に5年間継続して保育士業務に従事する場合に、返還を免除します。

### 返還

保育士資格を取得しない場合や5年未満で保育施設を辞めた場合等は、奨学資金を返還しなければなりません。

